◆注意事項◆

1　前年の世帯の総所得に基づいて認定を行うため，前年の所得を申告されていない方が世帯の中にいる場合，審査不能のため審査は保留となります。

前年所得の申告をされていない方，審査保留の通知を受け取った方は，未申告の方の申告をし(その時必ず控えをもらってください。)，教育委員会に当該申告書の控えを提出し，再度申請してください。申告書の控えの提出がない等の理由により審査ができる状況にならない場合，一定の期間の経過時点で申請は取下げたものとなりますのでご了承ください。

2　災害及び家庭環境の変化により現在の所得状況が前年度を大きく下回り，生活状況が著しく悪化したことを理由に申請する場合には，その状況を客観的に証明できる書類をお持ちの上，御相談ください。

3　申請内容に変更がある場合又は受給資格を喪失した場合は，至急，下記担当まで届出てください。受給資格を喪失した場合は支給認定を取り消し，事由によっては支給額を返還していただくことになります。

◆審査結果◆

令和５年７月31 日（月曜日）までに文書でお知らせします。

【問い合わせ】
狛　江　市　教　育　委　員　会
教育部学校教育課学務保健係
［TEL］3430-1111 内線 2323